フォーカス

月差別法の新展 E 雇

ドイツ フランス3カ国の動向

国際研究部



されている雇用差別法の現状を紹介する。 の専門家による報告を基に、各国で展開 橋大、JILPT特別研究員)のコーデ 働政策フォーラム「雇用差別法の新展開 に参加したアメリカ、ドイツ、フランス 論が展開された。ここでは、フォーラム パネルディスカッションは、中窪教授(一 動向」を開催した。フォーラムにおける 取り上げ、二月二〇日東京・霞が関で労 を見せている「雇用差別法」をテーマに はいま大きな転換点を迎えている。当機 ィネートによって行われ、示唆に富む議 ―アメリカ・ドイツ・フランス三カ国の おける均等処遇など日本の雇用平等法制 海外においても最近著しい進展

性・年齢による差別禁止、 雇用形態に

要である。つまり、アメリカの雇用差 範囲が、第七編における「干渉されな Rights Act)であるが、差別禁止法の 別法というのは、 によって制限されるという点は特に重 い権利規範(Negative Right Model)」 民権第七編(Title VII of the Civil 論の発展の中枢を担ってきたのが、公 差別禁止法に適用される差別禁止理 使用者が一定の、

随意雇用原則の影

米国 **、リサ・リーバーウィッツ** (コーネル大学准教授

これは雇用者がいつでも雇用し、そし at will)」に大きな影響を受けている という原則であるが、どのようにこの れた法律が起源となる。 Labor Relations Act of 1935) と後の 九三五年全米労使関連法(National 重要となる。こうした法的制限は、 に無責任な雇用判断を制限するために らを制定法で制限することは、社会的 おける使用者権限を考慮すると、これ 約を締結していない。随意雇用原則に 過ぎない。さらにほとんどの労働者は している民間企業労働者は八%以下に する規定を設けているが、組合に加入 んどの団体労使協約は正当な理由に対 て規制されているわけではない。ほと 意雇用原則は必ずしも労使協約によっ 原則を規制していくのかが問題だ。随 て好きなときに解雇することができる 九六〇年代の公民権運動の結果生ま 「不当解雇」請求の前提となる個別契 米国の労働法および雇用法は、 「随意雇用原則(Employment コモ

第七編に照らした差別的取扱の判決を 下すために二つの方法を生み出した。 最高裁は、一九九一年より以前に、

することとなった。

一の方法 は、 九七三年、 為に対する個別的制限を設けることで の使用者権限の大部分を、使用者の行 法の「干渉されない権利規範」は、こ 使用者による雇用関係のほぼ完全な一 制しているのである。随意雇用原則は るいはある特定の行動をとることを規 方的制御を可能にし、一方、雇用差別

平等を重視した結果、 的少数者、障害者、高齢者の平等を達 もっとも的確に説明される。差別的取 は、意図的差別を証明する方法を定義 別に基づく異なる待遇を与えることを 採用するに当たり、男女の候補者に性 例えば使用者に対して、エンジニアを するという法律の目的が促進される。 ている女性と少数者に機会均等を拡大 件を設けることで、雇用基準を満たし るが、さらに、「形式的平等」という条 成する手段としてもっとも効果的であ 扱法理は、女性、人種的少数者、民族 法理(Disparate treatment theory)で 的雇用差別に焦点を絞った差別的取扱 禁止することができる。司法が形式的 「干渉されない権利規範」は、意図 差別的取扱訴訟



防御している。

判断した。この結果、原告は使用者の こで最高裁は「使用者がその意思決定 ことが許されるという判断を下した。 基づいていることを明らかにすること 決定が少なくとも一部、不法な指摘に する責任を負わなければならない」と 過程にジェンダーが影響したとする場 法は原告により有利となる「動機の競 意図的差別を証明するための第二の手 かの理由の隠ぺいであったと結論する は人種、性別、国籍、宗教以外の何ら 真の理由に対する虚偽または隠ぺい) は、「実体不在の弁明」(不法差別という いて述べられている。このとき最高裁 McDonnell Douglas v. Green 裁判にお で、不法差別を立証することができる 合は、使用者はその最終決断を正当化 Waterhouse Hopkins 裁判であり、こ こととなった。 述の裁判から一六年後の Price 議論として知られている。これは

もうひとつの問題はハラスメント。をうひとつの問題はハラスメントである。が性差別によるハラスメントである。いわゆるこのセクハラについては二ついわゆるこのを立証するのは非常に難しいということ。二つ目には、差別的な取扱いがあることを原告側が示さなければながあることを原告側が示さなければならないということである。

いる。

「こ○六年には二九・五%に増加して二○○六年には二九・五%に増加している問題に、クレーに重要性を増している問題に、クレーに重要性を増している問題に、クレーに重要性を増している問題に、クレーに

無意識的差別を導入している。無意識的差別を導入している。
無意識的差別を導入している。
無意識的差別を導入している。
無意識的差別を導入している。
無意識的差別を導入している。
無意識的差別を導入している。

てである。しかし現実には女性の原告 的影響を及ぼす場合など、明確に定義 もっとも重視される要件が女性に否定 明して抗弁する。差別的効果法理がも 中立的な」雇用慣行が、制定法の保護 る。差別的効果法理で原告は、「表面上 果(Disparate Impact)」の法理により、 制度と比較してしばしば「間接差別」 身体検査(体力要件)への異議申し立 された客観的要件に関する裁判におい らない。一方の使用者は雇用慣行が職 及ぼしていることを証明しなければな 実質的平等に向けた進展を果たしてい と呼ばれる、差別に関する「差別的効 てには苦戦を強いられている。 は、消防士や警官などの職に課される つ実質的平等の推進が可能となるのは、 務に関連し業務上必要であることを証 対象グループに不均衡な否定的効果を 米国の差別禁止法は、米国以外の法

ているにもかかわらず、効果的な規制うした人々が全体の三〇%程度を占めいての問題である。米国においてはこ型労働者として雇用される労働者につ

対抗する手段として非常に重要である。労働を増やそうという使用者の戦術に対しるといわざるを得ない。彼らを保護する法律の欠如を考慮するとき、労働は合および団体交渉の役割は、非典型強働者を法律で保は存在せず、非典型労働者を法律で保

年齢差別における議論

イツ/ベルント・ヴァース

を経て、二〇〇六年八月一八日に一般 多数を占めたが、その後の困難な過程 これら指令を国内で施行するために既 う概念がより中心的役割を果たすよう Gleichbehandlungsgesetz)が成立した。 も一部領域には必要ないという意見が 存の規定を改正する必要が、少なくと が採択されてからである。このとき、 になったのは、二〇〇〇年のEU指令 めていた。しかし、雇用差別禁止とい おける差別的慣例の防止をある程度定 での進展がみられる以前から、雇用に ドイツ国内法は、 取扱 法 (Allgemeines 最近のEUレベル

新法成立以前からドイツに定着している差別禁止原則は、ドイツにおけるは秩序の本質的要素となっており、ドイツ憲法、いわゆる基本法法秩序の本質的要素となっており、ドイツ憲法上の差別禁止原則は広範囲に及ぶが、使用者と労働者との関係に直接が、使用者と労働者との関係に直接で開展に及ぼす影響は限られていた。を使用者による労働者への差別を防ぐための制定法条項の一つ、二〇〇〇年

に対し比較対象となるフルタイム労働る。 由がない限り、そのパートタイム労働圏 別禁止原則を記している。同法第四条型 第一項によると「パートタイム労働者型 第一項によると「パートタイム労働者で、(Teilzeit-und Befristungsgesetz)第

ートタイムおよび

有

1期雇用

に対し比較対象となるフルタイム労働に対し比較対象となるフルタイム労働に関する指令と、は、パートタイム労働に関する指令と、は、パートタイム労働に関する指令と、は、パートタイム労働に関する指令と、が、パートタイム労働に関する別の指令の条項に依付期契約に関する別の指令の条項に依付期と定めている。有期契約も基本的に対し、これをより具体化したものだといえる。

は無効となる。

たは民族的出身、ジェンダー、宗教ま同法第一条によると、これは「人種まにおける雇用差別禁止法の分野においー般平等取扱法は、現在までのドイツー



厳を強調するという違いがある。 は、本質的に配分的正義(Distributive れているという点で個別に規定されて の差別禁止条項は制定法として明示さ 般的な義務であるが、一般平等取扱法 労働者を任意に差別化しないという一 労働法の均等待遇原則が定めるのは、 均等待遇原則では、使用者は正当な理 廃すること」を目的とする。労働法の 大きいが、一般平等取扱法は人間の尊 Justice) という考え方との関連性が いるといえる。労働法の均等待遇原則 よりも劣るものとすることはできない 由なくある労働者の待遇を他の労働者 性を理由とした差別を防止または撤 性

ゆる理由に適用されるだろう。 けではなく、差別の可能性があるあら められていたが、この条項は、妊娠だ かどうかを尋ねることはできないと定 前から使用者は労働者に妊娠している 題とする。妊娠については、かなり以 なければならないのかということを問 使用者が特定の質問をどの程度回避し 「雇用機会」に適用する同法条項は

間接差別と判断される。 構成されていれば、このような行動は 具体例として、もし使用者が事業所で 使用者の労働者差別を防ぐことにある。 いに見えるカムフラージュに隠された 条二項の狙いは一見、非差別的取り扱 についての定義がなされている。第三 の定義が、同法第三条二項に間接差別 般平等取扱法の第三条一項に直接差別 者とは異なる待遇を与え、パートタイ 一労働者グループが主に女性労働者で ートタイム労働者にフルタイム労働 差別にはさまざまな形があるが、一 しかし、 もし

たは定年が近い高齢者)

のことが考慮

れており、出産及び育児休暇を考慮に 間に基づいて男性労働者に女性労働者 裁判所の最近の判決を見ると、勤務期 存在しないとされる場合もある。欧州 入れる義務はないとしている。 よりも高額の給与を支払うことが許さ せざるを得ない場合は、間接的差別は っており、適切かつ必要であると判断 不平等な取り扱いが合法的な目的をも

を含む場合、この規定は無効となる。 約の当事者(労使協議会だけではなく 物に適用される。この条項は、団体協 第三者(たとえば使用者の顧客)を含 者だけではなくライン管理者、 いる。つまり、団体協約が差別的規定 **労働組合を含む)にさえも向けられて** め、差別できる立場のあるあらゆる人 同僚、

年齢があることを前提に、ある段階の るための上限年齢、職業経験または先 違い」は、たとえば「雇用機会に対す も適用されるものとする」としている。 事例とは別に、年齢による取扱いの違 働市場に入ろうとしている青少年、 ている。つまり、あらゆる労働者には る、または雇用関連のある利益を受け さらに同項は「このような取り扱いの 観的かつ合理的に正当化される場合に いは、それらが合法的な狙いにより客 が設けられている。一般平等取扱法第 取扱いの正当化については特別な規定 年齢差別という領域における不平等な 議論されている基準は「年齢」である。 任順位を設定すること」を含むと記し 一〇条第一項は、「第八条に挙げられた 「臨界年齢」にいる人(たとえば、 これまでのところ、もっとも激しく ま 労

されているといえよう。

一般平等取扱法第七条一項は、 使用

> だという点には、 という基準の使用に消極的であるべき Kündigungsschutzgeset第一条第三項)。 年齢、重軽度の障害者を支援する義務 たり使用者がその労働者の先任順位、 場合、解雇する労働者を選択するにあ 得ない業務上の理由により解雇される 見られる。 全体として、将来的に使用者は、年齢 内法により無効となる(解雇制限法 かった場合には、その解雇はドイツ国 をまったく、あるいは十分に考慮しな 的選択」がある。ある労働者がやむを 能性に関する問題で、いわゆる「社会 年齢にもとづく差別を正当化する可 広範な意見の一致が

伝統的保護規制に変化

フランス/パスカル・ロキエク パリ第一三大学教授

平均で計算してよいことになっている。 ついても、一カ月での平均や一年での クス化が可能になり、三五時間労働 営者が有利に企業を組織することがで 働法の機能が大きく変化しており、保 といえる。しかし、この二〇年間に労 解雇法制に関しても非常に厳しい規定 たとえば、労働時間に関してはフレッ きるようになったことがあげられる。 には、労働法を一種の手段として、経 護的な側面は徐々に弱まってきている。 ている。三五時間という労働時間や、 ーロッパにおいてもそのように思われ 保護的であると、世界的にみても、 方で新しい機能も加わった。ひとつ 伝統的にフランスの労働法は非常に \exists

> されている。 という仕組みが出きたことだ。これに ついては全国的な労働協約が締結され であれば簡単に解雇することができる きな問題になっているのは、試用期間 うことに関して、この二カ月で一番大 となっている。雇用に対する障害とい ことが労働関係の法律家の間では問題 政策的に非常に強力に後押ししている サルコジ大統領は、超過勤務や残業を 試用期間を長くしようという試みがな に対する一種の障害とみなされている な問題であるが、今日のフランスの労 フランスにおいて失業は非常に大き 特に解雇に関わる法律が、雇用

の条項を含み、差別を行ってはいけな 判に持ち込まれる差別理由は、特に労 特に主要差別理由である男女平等に関 の数に比べ、裁判に持ち込まれる数は 含まれていない。企業に存在する差別 ある雇用状態(パートタイムなど)は 来は性別に基づく間接的差別の問題で のリストはかなりの長さとなるが、本 フランスの法律で禁止される差別理由 の種類の差別がこの条項の対象となる。 するすべての理由を含め、ほぼすべて 退職、そして雇用契約の有効期間に関 訓練期間、試用期間、解雇、懲戒処分 い理由をすべて列挙している。 雇用 ランス憲法に由来する。成文法におい は、第一にEC法に基づき、第二にフ 中核的要素となっている。差別禁止法 働組合差別に対する挙証責任規定が拡 しては極めて限られている。頻繁に裁 て、労働法典は差別禁止に関する複数 大されて以降、労働組合加入者差別で 差別禁止の原則はフランス労働法の

りに障害者を助けるための基金に支払 げたが、裁判所はこれを認めず、フラ 試みは失敗しているといえる。 な障害者差別をなくしていこうという 選択を好む。この点において、実質的 いをする代替措置が認められているた れている。しかし、障害者を雇う代わ あたる障害者を雇用する義務が決めら の従業員を抱える企業の場合、六%に については新しい法律が成立している。 くないことだとして正当化の理由を挙 止は、女性の安全を考えた場合望まし ンス政府は、このような女性の夜勤禁 欧州裁判所に不服を申し立てた。フラ 料が高いということから、女性たちが たが、夜勤の方が昼間の仕事よりも給 女性は夜勤につくことが禁止されてい も重要なもののひとつに、二○人以上 ンス政府は敗訴した。現在、夜間労働 ・マとして夜間労働がある。長い間、 障害に関する規則は多くあるが、最 フランスにおける重要な性差別のテ 実際にはほとんどの企業が基金の

則は、ダンサーの上限年齢を三九歳とフォリー・ベルジェール劇場の就業規判所は年齢差別に無関心ではなかった。ール劇場事件で証明されるように、裁ール劇場事件で証明されるように、裁ーの製場事件で証明される。しかしそ一年以降、認知されている。しかしそー年以降、認知されている。しかしそ



により無効とされた。 していた。二〇〇一年以前であっても 年齢は公平な解雇事由とされてはいな が及ぼす影響という理由から、三九歳 が及ぼす影響という理由から、三九歳 が及ぼす影響という理由から、三九歳 に達したダンサーの解雇は正当である と判断した。しかしこの控訴院の決定 と判断した。しかしこの控訴院の決定 は「解雇は労働者の年齢とは無関係な 理由がない限り正当ではない」という 理由で、破毀院(最高裁判所にあたる)

この原則はフランス法廷において頻繁 としたのである。 毀院は、差別報酬を正当化できる条件 に採用されている。この原則は、労働 年一〇月二九日)により、「同一労働同 酬の領域にも踏み込んでいる。破毀院 待遇の実質的な平等を求めることで報 もとづけば報酬の差別化は可能である 働の質、 を示した。つまり先任権、効率性、労 制限するものとなった。その結果、破 ようとしていた使用者の権限を過剰に 速に広まり、労働者の報酬を差別化し 者が裁判に訴える大きな論拠として急 一賃金」原則を生み出した。それ以降、 平等原則は、差別禁止のみならず、 有名な Ponsolle 事件(一九九六 労働価値の格差を示す要素に

和が認められている。いわゆる「シニ年齢差別はフランスの監視機関(French Chservatory)による最近の研究では、年齢は、第二位の民族的差別と僅差で年齢は、第二位の民族的差別と僅差で年齢は、第二位の民族的差別と僅差で年齢は、第二位の民族的差別と僅差で年齢は、第二位の民族的差別と僅差で年齢は、第二位の民族的差別と僅差で年齢者を関する。

うことが判明している。 うことが判明している。 うことが判明している。 のことができるとした。この制度は高齢労働者の雇用促進を目的とし度は高齢労働者の雇用促進を目的とし度は高齢労働者の雇用促進を目的とし度は高齢労働者の雇用促進を目的とした。この制度は高齢労働者ででソーシャル・パートナーにより提示された概念である。しかし最近の研究から、条項発効後、この契約を提示された労働者は約二○人に過ぎないということが判明している。

CPEへの主な批判は、一つには公平 ため、発効にいたることはなかった。 導入しようというものであったが、こ られる若年者の雇用促進という意図で のである。この新契約は労働経験の限 任意に終了することができるというも 者は最初の二年間いつでも雇用契約を 外となるこの契約を締結すれば、使用 理由を必要とするフランス労働法の例 (Contrat Première embauche-CPE) がもう一方の問題だったのである。 とに対するものであったが、年齢差別 な解雇事由の必要性に例外を設けるこ において大規模な反対デモが起こった れに対して、とりわけフランスの大学 が制定された。これは、解雇の正当な 者を対象とした「初期雇用契約 たものとして、二六歳未満の職業志願 他方、若年者雇用の促進を目的とし

〈プロフィール〉

会(NLRB)アトランタ地方支局で弁で法務博士を取得後、全国労働関係委員一九七九年にフロリダ大学法科大学院

で教鞭を取り、九○年より現職。著書学で教鞭を取り、九○年より現職。著書学で教鞭を取り、九○年より現職。著書とT勤務を経て、八二年よりコーネル大に。

Bernd Waas(ベルント・ヴァース)

大学にて法学を学び、一九九二年にトリ大学にて法学を学び、一九九二年にトリア大学法学博士、二〇〇二年に教授資格を取得。同大学の労働法・労使関係研究を取得。同大学の労働法・労使関係研究を取得。近年の著書に、Modell Holland? - 同年xibilität und Sicherheit im Flexibilität und Sicherheit im Arbeitsrecht der Niederlande。(共著、二〇〇二)。

Pascal Lokiec(パスカル・ロキエク)

rapports contractuels、(一○○四) など。 rapports contractuels、(一○○四) など。 rapports contractuels。(一○○四) など。 rapports contractuels。(一○○四) など。 rapports contractuels。(一○○四) など。

に掲載されています。
ージ「イベント(フォーラム・シンポジウム)」
ージ「イベント(フォーラム・シンポジウム)」
いては、JILPTホームペ
※なお、本フォーラムにおけるパネルディスカッ

http://www.jil.go.jp/event/ro_forum/index.htm

国際研究部